

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 二五
  - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 二五
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二五
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二五
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 二五
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二六
  - 公金の収納の事務を委託した件 二六
  - 道路の区域を変更する件 二六
  - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二六
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件 二六
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二六
  - 調理師試験を実施する件 二六
  - 製菓衛生師試験を実施する件 二六
  - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二六
- 福 島 県 病 院 局**
- 公金の収納の事務を委託した件 二六
- 正 誤**
- 平成二十七年四月十七日付け定例第二千六百八十五号中 二六

## 告 示

### 福島県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關

する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
公立小野町地方総合病院	田村郡小野町大字小野新町字榎木内六一二	平成二十七年三月一日
誉田歯科診療所	福島市松浪町六一二四	平成二十六年五月一日
さくら薬局相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―八	平成二十七年三月一日
あさひ薬局	南相馬市原町区大木戸字松島三一八一	同 年 四 月 一 日
三春訪問看護ステーション	田村郡三春町字六升蒔五〇	平成二十六年一月一日

（社会福祉課）

### 福島県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地
変更前 社団法人順天道医院	会津若松市東栄町六一七
変更後 一般社団法人順天道	

米山眼科  
医院米山眼科

(社会福祉課)

**福島県告示第三百六十四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
小川内科医院	福島市飯坂町字筑前一	平成二十七年三月三十一日
みなみあいづ眼科	南会津郡南会津町田島字大坪一六一 一	平成二十五年一月三〇日
浅川南診療所	石川郡浅川町大字東大畑字新町六 二	平成二十七年一月二二日
公立小野町地方総合病院	田村郡小野町大字小野新町字宿ノ 後四	同 年二月二八日
誉田歯科診療所	福島市松浪町六一二四	平成二十六年四月三〇日
山崎歯科医院	南会津郡南会津町松戸原一五	同 年二月二二日
キウウキウウ堂薬局新町店	福島市新町八一三	平成二十七年三月三十一日
さいとう薬局	喜多方市字桜ガ丘一一一四二	平成二十六年二月三二日

さくら薬局相馬店

相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―八

平成二十七年二月二八日

日本調剤双葉薬局

双葉郡双葉町大字新山字久保前七六一

平成二十六年二月一日

(社会福祉課)

**福島県告示第三百六十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	休止年月日
グリーンライト訪問看護ステーション	福島市飯坂町湯野字梁尻一一一	平成二十七年三月一日

(社会福祉課)

**福島県告示第三百六十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
塚田浩美	須賀川市仲の町三二一六 仲の町カーム	つかだ整骨院	白河市旭町一一二四 四一	平成二十六年二月二日

菅野翔太	リー二〇二	同 市稲荷町七一フラックトあさひ一〇三号	ふじ整骨院	須賀川市芦田塚一八一	平成二十七年四月一日
菅野ゆかり	本宮市本宮字千代田二〇一	院	ゆうゆう整骨院	本宮市本宮万世二一一	同 年三月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百六十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十七年四月二十三日救急病院として認定した。

平成二十七年五月七日

名称 所在地 福島県知事 内堀 雅雄 認定有効期限 平成三〇年四月二二日 済生会福島総合病院 福島市大森字下原田二五番地 (地域医療課)

福島県告示第三百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月七日

- 一 委託した事務の範囲及び内容 福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地 株式会社ニナイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(児童家庭課)

福島県告示第三百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十七年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年五月七日 福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤坂 東野塙線	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作七〇番地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字巡ヶ作六〇番地先まで	変更前	一三・二 一四・一	四八・八
	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑二四番一 地先から 同 郡同 村大字赤坂中野字巡ヶ作六〇番地先まで	変更後	六・四 一四・一	一七二・六

(道路計画課)

福島県告示第三百七十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年四月二十四日次のとおり指定した。

平成二十七年五月七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅雄

株式会社大民 二本松市針道字町 平成二十七年五月一日から  
代表取締役 一六一番地 平成三二年三月三十一日まで  
大内 淳史 株式会社大民(E N E O S 東和給油所)  
二本松市針道字町一  
一六番地 (出納総務課)

公 告

公告第98号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庶務システム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
30,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(職員業務課)

公告第九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年四月二十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人一心太助の会
- 三 代表者の氏名  
渋谷 壽男
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市大槻町字影反田五番地十二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、知的障がい者の自立支援に対して、授産施設の授産品などの活性化に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十七年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験期日  
平成二十七年七月二十九日（水）午前十時から正午まで
- 二 試験場所  
福島市春日町五番五十四号 福島県文化センター  
須賀川市岩瀬森四十六番地 須賀川市立第二中学校  
白河市中田百四十番地 白河市産業プラザ人材育成センター  
会津若松市神指町大字南四合字深川西二百九十二 ポリテクセンター会津  
南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地 福島県立テクノアカデミー浜の百十二  
いわき市内郷高坂町四方木田百九十一番 いわき市総合保健福祉センター
- 三 受付期間等  
受検希望者は、平成二十七年五月二十五日（月）から同年六月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき

市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

（食品生活衛生課）

公告第百一号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十七年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 試験期日

平成二十七年七月二十九日（水）午前十時から正午まで

二 試験場所

福島市春日町五番五十四号

須賀川市岩瀬森四十六番地

白河市中田百四十番地

会津若松市神指町大字南四合字深川西二百九十二

南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地の百十二

いわき市内郷高坂町四方木田百九十一番

地

福島県文化センター

福島県立テクノアカデミー浜

須賀川市立第二中学校

白河市産業プラザ人材育成センター

ポリテクセンター会津

福島県立テクノアカデミー浜

いわき市総合保健福祉センター

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十七年五月二十五日（月）から同年六月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

（食品生活衛生課）

公告第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年五月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 矢沢 明伸

就任した役員

役別 氏名

理事 馬場 さき子

住所

福島県病院局

（農村計画課）

**福島県病院局告示第1号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を平成27年4月1日次のとおり委託した。

平成27年5月7日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

- 1 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 福島県立矢吹病院及び福島県立宮下病院の受託者  
株式会社ソラスト  
東京都港区港南一丁目7番18号
  - (2) 福島県立南会津病院の受託者  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(病院経営課)

一 二 二	上	三	字 孫 六 三 二 八 一 の 一	字 孫 六 三 一 八 一 の 一	○平成二十七年四月十七日付け定例第二千六百八十五号中	ペ ー ジ	段	行	正	誤	正 誤